

東北大学オープンアクセス実施要領

平成 30 年 2 月 21 日 附属図書館商議会承認

この要領は、「東北大学オープンアクセス方針」の実施に必要な事項を定めるものである。

(趣旨)

1. 東北大学（以下「本学」という）は、建学以来の伝統である「研究第一主義」と「門戸開放」の理念に基づき、本学で創造された研究成果を広く公開することを使命としている。よって、本学は、世界に開かれた知の共同体として社会に「知」を波及し研究中心大学として人類社会の持続的発展に貢献するために、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

研究成果を公開しオープンアクセスを推進することは、東北大学の「研究中心大学としての使命」である。

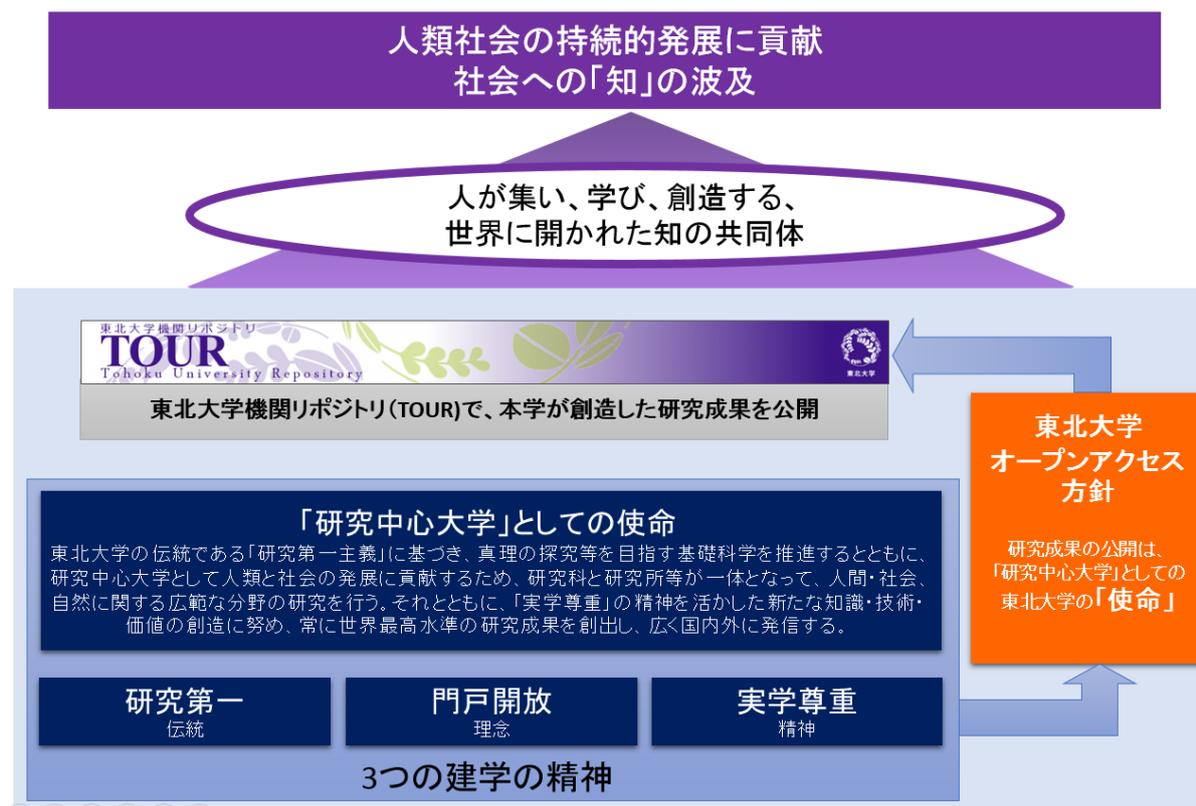
東北大学の理念および使命

本学の使命および基本的な目標は、以下のとおり掲げられている。

2 使命 — 「研究中心大学」

東北大学の伝統である「研究第一主義」に基づき、真理の探究等を目指す基礎科学を推進するとともに、研究中心大学として人類と社会の発展に貢献するため、研究科と研究所等が一体となって、人間・社会、自然に関する広範な分野の研究を行う。それとともに、「実学尊重」の精神を活かした新たな知識・技術・価値の創造に努め、常に世界最高水準の研究成果を創出し、広く国内外に発信する。（『東北大学概要 2017』「大学の基本的な目標」より）

「研究中心大学」としての東北大学のオープンアクセス推進



オープンアクセス

オープンアクセスとは、研究成果を誰もが無料でオンラインにより閲覧できるようにすることである。オープンアクセスを実現する方法としては、以下のとおり「グリーンオープンアクセス」と「ゴールドオープンアクセス」の2つの方法がある。

本方針ではグリーンオープンアクセスのほか、著者自身の選択によりゴールドオープンアクセスとなっているものについても、TOUR への登録の対象とする。

(1) グリーンオープンアクセス

セルフアーカイビング。自身のサイトや大学の機関リポジトリへ論文を掲載すること。

(2) ゴールドオープンアクセス

論文投稿料 (Article Processing Charge : APC) を支払う等によりオープンアクセスとなるもの。雑誌自体がユーザからの購読料を求めず全て著者の支払いからなるオープンアクセスジャーナルや、著者が論文単位でオープンアクセスオプションを選択できる購読型ジャーナルがある。

(定義)

2. 本方針における研究成果は、出版社、学会、大学等が発行した学術雑誌に掲載された、**本学の教員**を著者とする学術論文とし、学外研究者との共同研究成果も含むものとする。

本方針は東北大学情報データベース (以下「大学情報 DB」という) に掲載されている学術論文を「研究成果」として扱う。

本学の教員

本方針の対象となる教員は、大学情報 DB 利用者のうち、常勤の教授・准教授・講師・助教・助手 (特定有期含む) とする。

(成果物の公開)

3. 本学は、研究成果を、**東北大学機関リポジトリ** (以下「TOUR」という) によって公開する。ただし、研究成果の**著作権**は本学に移転しない。

東北大学機関リポジトリ

東北大学機関リポジトリ "TOhoku University Repository : TOUR" は、本学の学術研究成果および教育成果を収集し、広く公開することを目的としている。

著者名やタイトルなどの書誌情報、および学術研究・教育成果の本文を無償で提供する。

TOUR : <https://tohoku.repo.nii.ac.jp/>

東北大学機関リポジトリ運用指針 : https://tohoku.repo.nii.ac.jp/?page_id=38

著作権

著作権は TOUR への登録によって本学に移転せず、登録前の著作権者が著作権を保持する。

(適用の例外)

4. 前項に関わらず、著作権等のやむを得ない理由により TOUR による公開が不適切である場合、本学は当該研究成果を非公開とする。

著作権等のやむを得ない理由

想定される理由は以下のとおり。非公開の手続きは、実施手順の「非公開の手続き」を参照のこと。

- (1) 共著者の合意が得られない場合
- (2) 出版社の許諾が得られない場合
- (3) 研究成果に他者の権利を侵害する内容が含まれていることが判明した場合
- (4) データ改ざん等の研究不正が判明した場合
- (5) 査読前著者版のみが許可されている場合で、査読により過ちが指摘されており公開に向かないと教員が判断した場合
- (6) その他*

* : 「特許出願中のため公開不可」等理由は該当しない
(既に学術雑誌で公開された論文を対象としているため)。

(適用の不遡及)

5. 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

本方針は、本方針施行以後の研究成果を対象とする。本方針施行以後の「相反する契約を締結した研究成果」については適用の例外に含まれる。ただし、教員が本方針施行以前の論文もオープンアクセス化を希望する場合は、TOUR への登録を受け付ける。

(データの提出と TOUR への登録)

6. 教員は、TOUR での公開が可能な研究成果を特別の事情のない限りできるだけすみやかに本学へ提出する。TOUR への登録、公開、利用条件等、TOUR に関する事項は、「東北大学機関リポジトリ運用指針」に基づき取り扱う。

本学へ提出する

データの提出方法および手順については、実施手順の「データの提出方法および TOUR への登録手順」を参照のこと。なお、データの提出は無償とする。著者がゴールドオープンアクセス雑誌に論文投稿料 (APC) を支払った場合でも、その費用の補填は行わない。

(検証)

7. 本学は、本学のオープンアクセスがその趣旨に照らし有効に機能しているか、絶えず検証する。

東北大学附属図書館オープンアクセス委員会（以下「オープンアクセス委員会」という）は、TOUR への登録状況と大学情報 DB への登録状況を照らし合わせ、実施状況の確認を行う。

(その他)

8. 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

方針の実施に際し、学内関連部署や出版社等との調整が必要となる場合は、オープンアクセス委員会等関係者間で協議する。